

令和6年度神奈川県児童福祉審議会総会 主な意見・質問（令和7年3月 書面開催）

No.	議題	該当 ページ	意見・質問	回答
1	(1)令和6年度各部会の活動状況について	資料1 P.2	第3回主な意見にて メンタルクリニックへ通院することになった事例があることについて 実子であってもお子さんが成長するとともに障害があることへの受容や慢性的な病気など悩まれ、保護者自身が精神的な病に罹患される方が多くいらっしゃいます。自分の育て方が悪いのかと一人で抱え込まず、家族や周囲の理解やサポートが必要ですが、ほかにも地域に育成会のような親の会が支えの一つになることもあるかと思います。ご自身に合った居場所を見つけて、気軽に相談できる仲間を作ってほしいと思います。	ご指摘いただいたとおり、子育てに悩まれて、保護者自身が心身に不調を来たしてしまい、体調を崩されたりメンタルヘルスの不調になられたりすることは多くあります。児童相談所では、お子さんの相談だけでなく保護者からの相談も受けており、お子さんへの関わりやご自身の気持ちについて一緒に考え、整理をしています。また、市町村では子育て講座などで同じ境遇にある保護者同士が繋がって、悩みを共有したりしています。 ご意見のとおり、お子さんだけでなく保護者の支えになるような支援が出来るように地域や関係者の皆様とともに目指してまいります。 【子ども家庭課】
2	(2)令和7年度当初予算案の概要について	資料2 P.2	施策1の1「ア 恋カナ！プロジェクト事業費」について、本事業の結果や、有効性の評価はどのように行うのでしょうか。	本事業は、結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、市町村等と連携して事業を実施することで結婚の機運醸成を図るものです。 婚活イベント事業では、応募者数や参加者数、マッチング組数（マッチング率）等を集計しています。 （R6参考：応募者数1,674名、参加者数589名、マッチング数160組（54.3％）） また、結婚祝い金事業では、当事業の婚活イベントを通じて成婚された方に、成婚レポートの記事作成・恋カナ！サイトへの掲載にご協力いただくことで、結婚祝い金（上限8万円）を贈呈し、婚活イベントの有効性を確認しています。 （R6参考：3組成婚レポート掲載済、2組審査中） 【青少年課】
3	(2)令和7年度当初予算案の概要について	資料2 P.2	施策1の1「イ 結婚新生活支援事業推進費補助」について、どのように対象者に本事業を提案されているのでしょうか。	本事業は、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）の支援を行う市町村に対し、県がその費用の一部を補助する事業です。 対象となる新婚世帯に対しての周知は、県の結婚支援総合情報サイトへの掲載やインターネット広告の配信を行っているほか、事業の実施主体である市町村において、ホームページや公式SNS、広報誌や窓口での周知を行っています。 【青少年課】
4	(2)令和7年度当初予算案の概要について	資料2 P.15	施策6の1(1)「ア 小児特定疾病医療援護費」について、「また、新たに小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システムをPMH（Public Medical Hub）に連携させるためのシステム改修等を行う。」とありますが、この連携にかかる費用はいくらでしょうか。こうしたシステム改修は非常に高額に感じられることがあり、費用対効果をどう考えるべきなのか悩ましいことがあります。DXが声高に叫ばれる中、効果に見合わない費用がかかっている気がします。	PMHとは、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システムのことですが、小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システムをPMHに連携させることにより、医療機関や薬局は、小児慢性特定疾病医療費の助成制度を利用する受給者の受給資格を、マイナンバーカードの認証によって確認できるようになります。この連携を行うことにより、上記受給者は紙の受給者証を受診の都度医療機関等に持ち込む必要がなくなるとともに、医療機関や薬局においては、紙の受給者証の確認や受給者情報のレセプトコンピュータへの入力が必要になるなど、事務効率や精度の大幅な向上が期待されます。 また、費用については調達前であるためお答えできませんが、予算計上に当たって参考とした事業者の見積り費用については、先行して対応を行っている他都道府県の実績等も踏まえ、適正であることを確認しています。 【子ども家庭課】

5	(2) 令和 7 年度当初 予算案の 概要につ いて	資料 2 P. 20 ト	制度はあり、利用したいのに事業所がない、人手が足りないなど、様々な福祉サービス事業所で利用できない人たちが多くなっています。サービス等利用計画を作成しても使えないということでは絵に描いた餅になってしまいます。使いたい時に確実に利用できるよう事業所や人員を増やしていく必要があります。 その為に必要な施策を施す必要があるのではないのでしょうか。	障がい者の受け皿となる障害福祉サービス事業所の設置を促進するため、国庫補助制度を活用して、その整備費を補助するなど、障がい者が地域で安心して本人の望む生活ができるよう支援しています。また、福祉・介護職員の処遇について、他産業の給与水準を踏まえた更なる改善を図ることを、国に対して引き続き要望してまいります。 また、地域で暮らす障害当事者が、障害の状態に応じた適切な障害福祉サービスを、確実に利用することができるよう、質の高い相談支援を行うための体制を整備するため、相談支援従事者研修等をはじめとする人材育成と合わせて、相談支援を行う事業所の増加や人材確保に向けた取組みを継続してまいります。 地域生活移行の実現に向けた人材確保を図るため、就労意欲のある者を対象に、導入的研修及び実習を実施するとともに、事業者へも就労あっ旋を行い、資格取得から就労まで一貫して支援するマッチング支援事業を行っています。 【障害サービス課、障害福祉課、地域福祉課】
6	(2) 令和 7 年度当初 予算案の 概要につ いて	資料 2 P. 25 コ	県立のグループホームが設置されることについての経緯や今後の役割について詳細な説明が欲しいです。 なぜ民間グループホームではなく、県立なのか。民間でどこまで移行に向けた体験ができていたのか、経過がよくわかりません。またそこにご本人の意思があったのかが気になります。県立なら移行できると考えているならばそれはご本人の意思ではない気がします。 また、地域に溶け込んで暮らせるために、地域とはどこを考えているのか、どのように取り組み、実践すれば溶け込めたと考えているのか伺いたい。	学識経験者や障がい当事者等で構成される令和 3 年度当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会により、大規模施設の課題として、管理的・閉鎖的な支援環境に陥りやすい点が指摘され、地域への分散化が提言されました。 しかし、グループホーム入所者には中軽度の方が多く、重度障害者を受け入れるグループホームの設置は十分ではありません。そのため、これまで県立施設が培ったノウハウを生かした県立グループホームを設置し、地域移行を促進する必要があります。 ご意見のとおり、地域移行の推進のためには、ご本人の意思が大切であることから、当事者の意思決定を大切にし、当事者一人ひとりに合わせた地域に溶け込んだ暮らしを関係者の皆様とともに 目指してまいります。 【障害サービス課】
7	(3) 福祉子どもみらい局所管計画の策定・改定について	資料 3 P. 2 4 (イ)	歯科保健対策 育成会は歯科医師会に依頼し、歯科医師を講師に派遣していただき、毎年障害児者対象に口腔ケアの研修会を行っています。 今年度は知的障がい児者の保護者目線で「防災あんしんブック」を作成しました。そこにも災害時の口腔ケアについて講師の先生に寄稿いただいています。 歯科医師会からも、すぐに2次診療で受診するのではなく、できるだけ障害歯科の看板を出している1次診療でかかりつけ医を作ってほしいとのことでした。また、研修会を通して予防や災害時の口腔ケアを学ぶ必要を感じています。保護者だけでなく教師や支援者も学ぶ必要があります。県として歯科研修会など県内各地で開催していただきたいです。	障害児者の方が適切な歯科診療を受けることは、口腔ケアによる健康の維持や生活の質の向上にとって、重要な取り組みであると認識しております。 県は、障害児者の方に対する歯科診療を推進するため、県歯科医師会が実施している、障害者歯科診療推進事業に対して財政支援を行っています。 障害者歯科診療推進事業では、身近な1次歯科診療所で障害のある方への歯科診療に対応できる人材を育成するため、県内の歯科医師及び歯科衛生士を対象とした研修会を実施しております。 また、令和 7 年度の新規事業として、医療的ケア児者の歯科診療に対応できる歯科医師及び歯科衛生士を養成することを目的とした、「医療的ケア児者歯科人材養成研修」の実施も予定しております。 引き続き、県歯科医師会等と連携し、障害児者歯科診療の推進に向けて取り組んでまいります。 【障害福祉課】
8	(3) 福祉子どもみらい局所管計画の策定・改定について	資料 3 P. 4 5	社会的養育推進計画改定の 5 「(2) 里親等委託率」について、「前期計画では国に準じた目標値を設定していたが、取組みの結果、実態との乖離が明らかになった。」とありますが、実態との乖離とはどんな状況だったのでしょうか。	前期計画における令和 6 年度の里親委託率の目標である、3 歳未満34. 2%、就学前59. 2%、学童期以降13. 8%、全体24. 0%に対し、令和 5 年度末の実績は、3 歳未満13. 8%、就学前37. 6%、学童期以降19. 8%、全体22. 4%となっています。全体については、ほぼ計画通りに推移していますが、年齢別の内訳を見ると、学童期以降を除き、計画を大幅に下回っている状況です。詳しくは、参考資料 2 の21ページをご覧ください。 【子ども家庭課】

9	(3)福祉子どもみらい局所管計画の策定・改定について	資料3 P.4 5	相談支援専門員による障害サービス等利用計画の作成率について目標値の増加率も含め大変低いと思います。 セルフプランから早く移行し、保護者にもライフプランと位置付けして作成する必要があります。相談事業所の不足への対策を早急に行うことが大切で、この目標数値では増やすこともほとんど感じられません。地域生活支援拠点や基幹相談支援センターなど整備が進んでくるはずなのに相談事業所が包括的支援の中心にならないのはどうかと思います。計画さえ作ればよいというような事業所にもライフプランの位置づけであることをしっかり意識して取り組んでいただきたいです。	相談支援専門員による障害サービス等利用計画の作成率は他県と比較しても非常に低く、特に発達の上における児童期においては、専門性に裏打ちされたサービス等利用計画の作成及び定期的な計画見直しの機会を持つことは大変重要であることから、県としても喫緊の課題であると認識しております。 これまで県では、毎年、相談支援従事者研修を実施し、サービス等利用計画の作成に携わる相談支援専門員を育成しているほか、相談支援専門員の働く場である相談支援事業所数を増やすための取組として、令和5年度から、相談支援事業所の開設に興味を持たれている方を対象とした相談支援事業所開設促進セミナーを開催し、相談支援体制の充実を図っています。 県では引き続き、研修による人材育成と、相談支援事業所数増加に向けた取組を継続しつつ、サービス等利用計画の重要性についても啓発する取組を進めてまいります。 【障害福祉課】
---	----------------------------	-----------------	--	---